

小林市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例

小林市小集落改良住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年小林市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「。以下「令」という。」を削る。

第 4 条第 2 項第 2 号アを次のように改める。

ア 入居者が小林市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年小林市条例第 199 号）第 6 条第 1 項第 2 号アに規定する者である場合 139,000 円

第 4 条第 2 項第 2 号イ中「令第 6 条第 5 項第 3 号に規定する金額」を「114,000 円」に改める。

第 16 条第 1 項中「及び共同施設」を削り、「取替え」を「取り替え」に改める。

第 17 条第 3 号を削る。

第 18 条及び第 30 条第 1 項第 3 号中「又は共同施設」を削る。

第 31 条中「及び共同施設」を削る。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。